

定 款

一般社団法人

マンション計画修繕施工協会

# 一般社団法人 マンション計画修繕施工協会 定 款

平成20年12月15日	制 定
平成22年 6月 4日	一部改定
平成23年 6月 7日	一部改定
平成25年 6月 4日	一部改定
平成26年 6月 4日	一部改定
平成29年 6月 7日	一部改定
2020年 6月 3日	一部改定

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は 一般社団法人マンション計画修繕施工協会 と称す。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、マンション区分所有者の大切な財産である建物の長寿命化を図るべく、マンション管理組合との連携のもと、共用部分の改修工事について長期修繕計画による維持・保全を推進し、更に社会が求める改修並びに修繕工事について提議して財産価値を高めることで、より快適な住まいの構築に努め、もって時代の要請に応えると共に、会員の社会的地位の向上に資すること並びに会員の共通する利益を図る活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) マンション計画修繕に必要な技術並びに技能の研究開発
- (2) マンション計画修繕に関する建議及び請願
- (3) マンション計画修繕業種の確立のために必要な事業
- (4) マンション計画修繕に必要な知識、情報、資料の収集及び提供
- (5) マンション計画修繕に必要な各種法令講習会の開催
- (6) マンション計画修繕施工技術に関する普及・啓発
- (7) マンション計画修繕標準仕様書に関する調査研究
- (8) マンション長期修繕計画に関する調査研究
- (9) マンション計画修繕に必要な工事保証に関する事業
- (10) マンション計画修繕工事における消費者保護に関する事業
- (11) 計画修繕施工管理技士の認定制度に関する事業の実施
- (12) 官公庁その他各種団体並びに機関との連携
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 5 条 本会の公告は電子公告による。

2. 事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 6 条 本会は、社員総会、理事のほか、理事会、監事を置く。

## 第 2 章 会 員

(会員資格及び会員区分)

第 7 条 本会の会員は次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正 会 員 建設業法に基づく許可を受け、マンションの共用部分に係る修繕又は改修を主たる業とする専門工事業者で、本会の目的に賛同して入会した法人
- (2) 2 号会員 協会正会員の協力業者であって、別に定める 2 号会員規程に基づく協会事業を活用するために入会した法人又は個人
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人又は個人

2. 会員は、本会倫理綱領を遵守するものとする。

(入会手続き)

第 8 条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、所定の審査の後理事会の承認を得なければならない

2. 賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない

(入会金及び会費)

第 9 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納付しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納付しなければならない。
3. 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(資格喪失)

第 10 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 解散、破産手続き開始、又は会社更生手続きの開始申し立てがなされたとき
- (3) 正会員が、前二号に規定する以外の事由により建設業者登録の効力を失い、又は登録を取り消されたとき
- (4) 第 12 条の規定により除名されたとき

(退 会)

第 11 条 会員は、退会しようとするときは別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2. 退会しようとする者は所定の義務を完了し、理事会の承認を得なければならない。

(除 名)

第 12 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて除名することができる。この場合においては、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 1 年以上会費を滞納したとき

## 第 3 章 社 員 総 会

(議 長)

第 13 条 社員総会の議長はその社員総会において正会員の中から選出する。

(種類及び招集)

第 14 条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

2. 定時社員総会は、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に会長が招集する。

3. 臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき、または 10 分の 1 以上の会員若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、その日から 30 日以内に会長が招集する。

4. 社員総会を招集するには、会員に対し、少なくとも開会の日の 14 日前に会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(付議すべき事項)

第 15 条 社員総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(定足数および議決)

第 16 条 総会は正会員の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。

2. 社員総会の議決は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第 17 条 正会員の議決権は、1 会員につき 1 個とする。

2. 正会員は書面により他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。

3. 前項の委任は出席とみなす。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事録は、議長が少なくとも次の事項を記載して作成し、議長及び選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 正会員の総数

(3) 出席正会員の数及び委任状の数

(4) 議事の要領

(5) 議決した事項

## 第 4 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

理 事 15 名以上 25 名以内

監 事 2 名以内

2. 理事のうち、1 名を会長 (代表理事)、5 名を副会長とする。また、専務理事を 1 名、常務理事を 1 名置くことができる。

(役員を選任)

第 20 条 当会の理事及び監事は、社員総会において正会員（法人にあってはその代表者）の中から選任する。

ただし、会員外より 2 名以内の理事を選任することができる。

2. 会長（代表理事）、副会長、専務理事、及び常務理事は、理事会において互選するものとする。
3. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第 21 条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
4. 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理する。
5. 理事は理事会を組織し、社員総会の議決をもって会務を執行する。
6. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
  - (3) 財産、会計及び業務の執行状況について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会に報告すること
  - (4) 前項の報告をするため必要があるときは、社員総会又は理事会の招集を請求し、若しくは社員総会を招集すること

(役員の仕事)

第 22 条 役員の仕事は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2. 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(役員の仕事)

第 23 条 役員は、任期中でも辞任の申し出をしたときは退任する。

(役員の仕事)

第 24 条 役員が、次の各号の一に該当する場合には、社員総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行動があると認められるとき。

(役員の仕事)

第 25 条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2. 役員には職務の遂行に要した費用を弁償することができる。
3. 前 2 項については、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給できる。

(顧問及び相談役)

第 26 条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

3. 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じる。
4. 相談役は、会務について会長の諮問に応じる他、必要に応じ意見を述べることができる。
5. 顧問及び相談役は、理事会に出席して、意見を述べるができる。
6. 顧問及び相談役の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

## 第 5 章 理 事 会

(議 長)

第 27 条 理事会の議長は会長とする。

(種類及び開催)

第 28 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度3回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 第21条7項の規定により監事から招集の請求があったとき

(招集、定足数及び議決)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2. 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
3. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす

(付議すべき事項)

第 30 条 この定款に別に定めるもののほか、理事会においては、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議事録)

第 31 条 理事会の議長は、第18条の規定に準じて議事録を作成し、議長及び監事が署名捺印しなければならない。

## 第 6 章 資 産 お よ び 会 計

(資産の構成)

第 32 条 本会の資産は、つぎの各項により構成される。

- (1) 会費、賛助会費、入会金
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第 33 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第 34 条 本会の資産は会長が管理し、その方法は社員総会の議決を経て会長が別に定める。

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(決算の承認)

第 36 条 会長は毎事業年度終了後、事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けたうえ、社員総会において出席した正会員の過半数の議決により承認する。

## 第 7 章 雑 則

(従たる事務所)

第 37 条 本会は本会の目的を達成するために行う事業を円滑に推進するため支部を置くことができる。  
2. 支部に関する規定は、別に定める。

(施行細目)

第 38 条 この定款の施行に必要な事項は理事会において定める

(事務局及び職員)

第 39 条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を設け、所要の職員を置くことができる。  
2. 職員は会長の命を受けて業務に従事する。  
3. 職員の任免は、理事会の議決を経て会長が行う。

(備付け帳簿及び書類)

第 40 条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 認証及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 42 条 本会は、一般社団・財団法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号によるもののほか、社員総会において正会員総数の3分の2以上の議決により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第 43 条 本会の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(剰余財産の処分)

第 44 条 本会が解散した時の剰余財産は、社員総会の議決により本会の目的に類似する目的を有する他の団体に寄付するものとする。

(委 任)

第 45 条 この定款に定めるほか、本会の運営に関する必要な事項は、社員総会の議決により、会長が別に定める。

## 付 則

(設立当初の会計年度)

1. 本会の設立当初の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、当会設立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員 (設立時理事、設立時監事))

2. 本会の設立当初の役員は次の通りとする。

設立時理事	坂倉 徹、山岸 純一、高橋 修身、瀬古 輝雄、平松 建史、渡邊 清彦、 中間 太麓、西尾 敬二、川本 守彦、佐藤 正道、林 節夫、後藤 龍彦、 木村 光徳、高橋 秀行、渡邊 健司、小川 恭史、柏原 伸二
設立時監事	堀越 良雄、櫻井 博宣

(設立時の社員)

3. 本会の設立当初の社員は次の通りとする。

設立時社員	住所 神奈川県横浜市磯子区岡村 7-35-16 氏名 株式会社サカクラ 坂倉 徹
	住所 東京都品川区南品川 4-2-36 氏名 ヤマギシリフォーム工業株式会社 山岸 純一
	住所 東京都港区西新橋 3-11-1 氏名 建装工業株式会社 高橋 修身
	住所 宮城県仙台市宮城野区中野字神妻 5 番地 氏名 株式会社 堀越 堀越 良雄
	住所 東京都千代田区鍛冶町 1-8-3 氏名 TOHO 株式会社 櫻井 博宣
	住所 東京都新宿区新宿 5-18-12 八重洲ビル 2 階 氏名 日本建材工事株式会社 瀬古 輝雄
	住所 東京都新宿区若葉 1-12-5 氏名 京浜管鉄工業株式会社 平松 建史
	住所 東京都大田区北千束 3-1-3



氏名	渡辺物産株式会社 渡 邊 清 彦
住所 氏名	東京都杉並区荻窪4-32-5 いずみテクノス株式会社 中 間 太 麓
住所 氏名	静岡県富士市本市場148-3 株式会社西尾産業 西 尾 敬 二
住所 氏名	神奈川県横浜市中区寿町2-5-1 川本工業株式会社 川 本 守 彦
住所 氏名	神奈川県横浜市南区高砂町2-19-5 株式会社 大 和 佐 藤 正 道
住所 氏名	神奈川県川崎市川崎区大川町8-6 シンヨー株式会社 林 節 夫
住所 氏名	神奈川県川崎市中原区新城中町16-10 株式会社アール・エヌ・ゴトー 後 藤 龍 彦
住所 氏名	愛知県名古屋市中区千代田5-17-6 木村工業株式会社 木 村 光 徳
住所 氏名	大阪府摂津市鳥飼八防1-19-4 旭 技建株式会社 高 橋 秀 行
住所 氏名	兵庫県神戸市灘区岩屋北町4-3-16 株式会社ウェイズ 渡 邊 健 司
住所 氏名	広島県福山市曙町1-10-10 日 塗 株式会社 小 川 恭 史
住所 氏名	山口県岩国市山手町1-5-16 柏原塗研工業株式会社 柏 原 伸 二

以上、一般社団法人マンション計画修繕施工協会設立に際し、設立時社員 坂倉徹 外18名の定款作成代理人である行政書士平賀猛は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成20年12月15日

設立時社員	坂 倉 徹	設立時社員	川 本 守 彦
設立時社員	山 岸 純 一	設立時社員	佐 藤 正 道
設立時社員	高 橋 修 身	設立時社員	林 節 夫
設立時社員	堀 越 良 雄	設立時社員	後 藤 龍 彦
設立時社員	櫻 井 博 宣	設立時社員	木 村 光 徳
設立時社員	瀬 古 輝 雄	設立時社員	高 橋 秀 行
設立時社員	平 松 建 史	設立時社員	渡 邊 健 司
設立時社員	渡 邊 清 彦	設立時社員	小 川 恭 史
設立時社員	中 間 太 麓	設立時社員	柏 原 伸 二
設立時社員	西 尾 敬 二		

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士 平 賀 猛

以上 当法人の定款に相違ありません

2020年6月3日

一般社団法人マンション計画修繕施工協会

代表理事 坂 倉 徹